

公告 第713号

組合規約の一部変更について

令和5年3月1日付 SCSK 健発第1093号をもって、関東信越厚生局長宛に認可申請したところ、平成5年3月6日付関厚発0306第17号をもって認可があったので、公告する。

令和5年3月24日

SCSK健康保険組合
理事長 小林 良成

■組合規約 新旧条文対照表(別添)

以上

SCSK健康保険組合規約 新旧条文対照表

新	旧								
第1章 総 則	第1章 総 則								
(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。	(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。								
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td style="text-align: center;">所在地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">SCSK株式会社</td> <td style="text-align: center;">東京都江東区</td> </tr> </table>	名 称	所在地	SCSK株式会社	東京都江東区	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td style="text-align: center;">所在地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">SCSK株式会社</td> <td style="text-align: center;">東京都江東区</td> </tr> </table>	名 称	所在地	SCSK株式会社	東京都江東区
名 称	所在地								
SCSK株式会社	東京都江東区								
名 称	所在地								
SCSK株式会社	東京都江東区								
「中略」	「中略」								
SCSK Minoriソリューションズ株式会社 大阪支社 大阪府大阪市	SCSK Minoriソリューションズ株式会社 大阪支社 大阪府大阪市								
SCSKオートモーティブ H&S 株式会社 東京都江東区									
附 則 この規約は、令和3年12月10日から適用する。 この規約は、令和4年4月1日から適用する。 この規約は、令和5年3月1日から適用する。									